

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（小規模保育事業所A型の職員配置に係る特例）

- 7 当分の間、第29条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受け

た者をいい、第29条第3項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の小規模保育事業所A型の保育士配置基準について、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に準じて緩和するため、所要の改正をする必要による。